

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月11日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプ(D)において、軸上部継手の振れ幅に許容値超過が認められたため、当該ポンプを点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)3SB-2(1B)しゃ断器投入表示ランプにおいて、表示不良(赤ランプ点灯せず)が認められたため、当該表示部を点検・修理。	GⅢ	
3	4号機	補機冷却海水系海水ポンプ(B)の軸封部において、軸封部グランドパッキン押さえボルトに腐食が認められたため、当該ボルトを交換。	対象外	
4	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系収集ポンプ(A)の軸封部において、漏えい(約1秒に1滴、受皿に滴下)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。	GⅢ	
5	3・4号廃棄物処理設備	可燃性雑固体廃棄物焼却設備の雑固体投入機投入ダンパーにおいて、動作不良(開状態のまま閉せず)が認められたため、当該投入ダンパーを点検・修理。	GⅢ	